

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会契約職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会契約職員就業規程第39条の規定に基づき、契約職員に支給する退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 1年以上継続して勤務した常用(1週間の所定労働時間が常勤職員と概ね同等であること。)の契約職員(以下「当該職員」という。)が退職(死亡による退職を含む。)した場合には、この規程により退職金を支給する。

2 前項の退職金の支給は、本会が当該職員について勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共本部」という。)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(退職手当の積立)

第3条 新たに雇用契約した当該職員については、機構・中退共本部と退職金共済契約を締結する。

(退職金の掛金)

第4条 退職金共済契約は、当該職員ごとに、勤続年数に応じ、別表1に定める掛金月額によって締結する。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、当該職員(当該職員が死亡したときは遺族)に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共本部から支給を受けるものとする。

(退職金の不支給)

第7条 常用の契約職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程による退職手当は支給しない。

- (1) 懲戒によって退職を命じられたとき
- (2) 在職中禁固以上の刑に処せられたとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会非常勤職員の退職手当に関する規程（平成17年4月1日施行。以下「規程」という。）は令和4年3月31日をもって廃止する。ただし規程により積み立てた退職手当金の支給方法については、なお従前の例による。

別表1

勤続年数	掛金月額
5年未満	6,000円
5年以上10年未満	10,000円
10年以上20年未満	14,000円
20年以上	20,000円